

# 新宿区補聴器の支給等事業のご案内

70歳以上で聴力が低下した方に、補聴器を支給します。



## ■対象者

70歳以上で聴力が低下した方で障害者の制度で補聴器を支給されていない方

※ 申請前に、耳鼻科での聴力検査が必要となります。

区指定の書類を持参の上、耳鼻科を受診してください。

※ 補聴器は、前回支給日から5年間は再支給を受けることができません。

## ■助成内容 **令和7年4月から助成内容が変わりました。**

申請時に①補聴器の支給 または ②補聴器購入費の助成の どちらかを選んでください。

### ① 補聴器の支給を選んだ方

1. 区から決定通知書が届いたら、委託事業者にお受取りの日について電話予約をします。
- 2 委託事業者にて「耳かけ式（本体が耳の裏側にくるように、耳にかけるタイプ）」または「箱型（本体とイヤホンをコードでつないで聞くタイプ）」のうち左右いずれか1個を支給します。

### ②補聴器購入費の助成（新規）を選んだ方

1. 区から決定通知書が届いたら、
2. 認定補聴器技能者が在籍する店舗で、管理医療機器として認定された補聴器を購入してください。
3. 区に補聴器を購入した旨が分かる領収書等を提出してください。

※助成の対象となる機器の詳細については裏面をご確認ください。

## ■費用

### ① 補聴器の支給

補聴器受取り時に2,000円を委託事業者にお支払いください。

※ 生活保護または中国残留邦人等支援給付を受けている方は、自己負担は生じません。

### ② 補聴器購入費の助成

領収書を添えて申請することにより、33,000円を上限に助成金を振込みます。（2万円の補聴器⇒2万円。4万円の補聴器⇒3,3万円。）

※ 生活保護または中国残留邦人等支援給付を受けている方は35,000円を上限に助成金を振込みます。（2万円の補聴器⇒2万円。4万円の補聴器⇒3,5万円。）

※ ①②とも、耳鼻科の受診費用と受診結果報告書等の発行費用は受診者の負担です。

## ■必要な手続き

以下の窓口で、申請書にご記入いただくなど、必要な手続きをしてください。

- ・ 新宿区 福祉部 高齢者支援課 高齢者相談第一係・第二係
- ・ お近くの高齢者総合相談センター

### 【問合せ先】

新宿区 福祉部 高齢者支援課 高齢者支援係  
電話：5273-4305（直通）  
FAX：5272-0352

# 補聴器購入費の補助について

## 対 象

- ① 区からの決定通知書を受領したのちに購入されたもの
- ② 助成の対象とするのは認定補聴器技能者が在籍する店舗で購入（インターネット購入は不可）された、管理医療機器として認定された補聴器（付属品含む）  
※集音器やメンテナンス費用などについては対象外

上記①・②をいずれも満たす補聴器のみを補助の対象とします。

## 助成限度額

- ・ 33,000円  
（※生活保護または中国残留邦人等支援給付を受けている方は35,000円）

## 医療費控除について

・ 医療費控除を検討される場合は、区の「受診結果報告書」「聴力検査結果表」とは別に、「補聴器適合に関する診療情報提供書（2018）」が必要となりますので、**必ず受診時に医療機関に相談してください。**

（補聴器購入後の受診は対象になりません。）

・ 医療費控除の申請時には 「補聴器適合に関する診療情報提供書（2018）」及び領収書の提出が必要となり、区の助成額を除いて申請していただきます。詳細については、国税庁のホームページか、管轄の税務署や専門機関に問い合わせください。（新宿税務署：03-6757-7776、四谷税務署：03-3359-4451）